胆沢川	左岸	岩手県胆沢郡金ケ崎町大字西根字土橋六十八番地先東北本線胆沢川橋梁下流端	北上川への合流点	
	右岸	同県奥州市水沢区佐倉河字八ツ口六十二番の二地先東北本線胆沢川橋梁下流端		
北上川	左岸	岩手県盛岡市岩脇町十四番地先	岩手・宮城県境	館坂橋、明治橋、紫波橋、朝日橋、男山大橋、桜曲橋、禅寺、諏訪前
	右岸	同市下厨川字赤平四番地先		
雫石川	左岸	岩手県盛岡市繋字山根二百番の十四地先	北上川への合流点	明治橋、太田橋
	右岸	同市繋字北の浦百十八番の三地先		
中津川	左岸	岩手県盛岡市浅岸字柿木平五十八番の一地先市道水道橋下流端	北上川への合流点	山岸
	右岸			
豊沢川	左岸	岩手県花巻市豊沢町五十番地先豊沢橋下流端	北上川への合流点	朝日橋
	右岸	同市桜町一丁目二十六番の一地先豊沢橋下流端		
猿ヶ石川	左岸	岩手県花巻市東和町田瀬三十九地割一番の一地先	北上川への合流点	安野
	右岸	同市同町田瀬砥森国有林百四番の十一地先		
和賀川	右岸	同市鬼柳町下鬼柳第五地割十五番の一地先九年橋下流端	北上川への合流点	男山
人首川	左岸	岩手県奥州市水沢区羽田町森九十一番の四地先	北上川への合流点	桜木橋
	右岸	同市江刺区愛宕字金谷三百六十四番地先		

胆沢川	左岸	岩手県胆沢郡金ケ崎町大字西根字土橋六十八番地先東北本線胆沢川橋梁下流端	北上川への合流点	
	右岸	同県奥州市水沢区佐倉河字八ツ口六十二番の二地先東北本線胆沢川橋梁下流端		
北上川	左岸	岩手県盛岡市岩脇町十四番地先	岩手・宮城県境	館坂橋、明治橋、紫波橋、朝日橋、男山大橋、桜曲橋、禅寺、諏訪前
	右岸	同市下厨川字赤平四番地先		
雫石川	左岸	岩手県盛岡市繋字山根二百番の十四地先	北上川への合流点	明治橋、太田橋
	右岸	同市繋字北の浦百十八番の三地先		
中津川	左岸	岩手県盛岡市浅岸字柿木平五十八番の一地先市道水道橋下流端	北上川への合流点	山岸
	右岸			
豊沢川	左岸	岩手県花巻市豊沢町五十番地先豊沢橋下流端	北上川への合流点	朝日橋
	右岸	同市桜町一丁目二十六番の一地先豊沢橋下流端		
猿ヶ石川	左岸	岩手県花巻市東和町田瀬三十九地割一番の一地先	北上川への合流点	安野
	右岸	同市同町田瀬砥森国有林百四番の十一地先		
和賀川	右岸	同市鬼柳町下鬼柳第五地割十五番の一地先九年橋下流端	北上川への合流点	男山
人首川	左岸	岩手県奥州市水沢区羽田町森九十一番の四地先	北上川への合流点	桜木橋
	右岸	同市江刺区愛宕字金谷三百六十四番地先		

に

改める。

○国土交通省告示第千五百四十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川及び海岸）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

北上川水系の項中豊沢川の次に次のように加える。

支川		
猿ヶ石川	左岸	岩手県花巻市東和町田瀬三十九地割一番の一地先から幹川合流点まで
	右岸	同県同市同町田瀬砥森国有林百四番の十一地先

同項中和賀川の次に次のように加える。

支川		
人首川	左岸	岩手県奥州市水沢区羽田町森九十一番の四地先から幹川合流点まで
	右岸	同県同市江刺区愛宕字金谷三百六十四番地先

同項中零石川の「岩手県盛岡市城西町五十一番の一地先太田橋下流端」を「同県同市下太田字下川原百三十七番の一地先太田橋下流端」に改める。

佐波川水系の項の次に次のように加える。

鳥取沿岸	鳥取県米子市皆生字灘端野浪新田九百十五番地先から同県境港市新屋町字寄会前三千二百六十八番二地先まで（同県米子市西福原字砂濱千六百九十一番の四地先から同県同市両三柳字堀川尻三千二十六番の一地先までを除く。）	

○国土交通省告示第千五百四十四号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第三条の四第一号及び第六十四条の規定に基づき、国土交通大臣が定める高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人等が講ずべき措置（平成二十一年国土交通省告示第九百七号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第一号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとする。

第二号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に講じられた改正前の第一号ロ及び第二号ロによる措置については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第一号ロ中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）」とあるのは「信用格付業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）」と、「特定格付（同令第九条の四第五項第一号ホに規定する特定格付けをいう。以下同じ。）」とあるのは「格付（銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府・財務省令第十号）第二十条第一項第一号イに規定する一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するもののうちA格相当以上のものをいう。以下同じ。）」と、第二号ロ中「指定格付機関」とあるのは「格付」とする。